

令和5年第6回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和5年9月14日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 9号 専決処分の報告について
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第 5 報告第10号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
- 第 6 報告第11号 放棄した私債権の報告について
- 第 7 承認第 5号 専決処分の承認について
「令和5年度羽幌町一般会計補正予算」（第6号）
- 第 8 承認第 6号 専決処分の承認について
「令和5年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算」（第2号）
- 第 9 議案第34号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第35号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第36号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第37号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第14 議案第39号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）
- 第15 議案第40号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第41号 令和5年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17 同意第 7号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第18 同意第 8号 羽幌町教育委員会委員の任命について
- 第19 認定第 1号 令和4年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 2号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 第21 認定第 3号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 第22 認定第 4号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

町民課 環境衛生係主査	石郷岡 卓哉 君
福祉課長	高橋 伸 君
福祉課子ども係長	村上 達 君
健康支援課長	金子 伸二 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山 洋美 君
健康支援課 介護保険係長	山川 恵生 君
健康支援課 保健係長	土清水 彬 君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	脇坂 千恵 君
健康支援課 地域包括支援 センター係長	
建設課長	木村 和美 君
建設課主任技師	石川 隆一 君
建設課主任技師	笹浪 満 君
建設課管理係長	高本 勇一 君
上下水道課長	棟方 富輝 君
上下水道課主幹	竹内 雅彦 君
農林水産課長	伊藤 雅紀 君
農林水産課主幹	杉野 浩 君
商工観光課長	鈴木 繁 君
天売支所長	門間 憲一 君
焼尻支所長	佐々木 慎也 君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒井 峰高 君
学校管理課長補佐	葛西 健二 君
社会教育課長 兼公民館長	飯作 昌巳 君
監査室長	三上 敏文 君
農業委員会 事務局長	伊藤 雅紀 君
選挙管理委員会 事務局長	敦賀 哲也 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	渡 辺 博 樹 君
総務係長	嶋 元 貴 史 君
書 記	逢 坂 信 吾 君
書 記	佐 藤 諒 輔 君

◎開議の宣告

○議長（村田定人君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田定人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

8番 舟見俊明君 9番 工藤正幸君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（村田定人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の遅刻届出は、7番、磯野直君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（村田定人君） 日程第3、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

本日の発言順序は次のとおりです。6番、小寺光一君、5番、村上雄也君、以上2名であります。

最初に、6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） それでは、通告のとおり一般質問を行います。

羽幌町教育振興基本計画とふるさと教育の推進について質問いたします。羽幌町教育委員会では、町内の現状やニーズに見合った各種活動を推進し、将来を担う子供たちの成長と全ての町民が生涯を通じて学び、豊かな心を育むまちづくりに努めるとしている。

令和5年3月に第7次羽幌町総合振興計画を実現するための事業計画的な役割を担うものとして、羽幌町教育振興基本計画は策定された。計画の中には、基本目標として心豊かでたくましい児童・生徒の育成、町民の創意を生かした生涯学習にわたる学びの循環が掲げられ、現状と課題、方向性、主な取組が記載されています。先月、文教厚生常任委員会において内容の説明があったが、策定前に議会として策定に関われなかったことはとても残念に感じています。令和5年度から9年度までの計画にはなりますが、この町に住む未来を担う児童・生徒の学びの機会が充実することを期待し、ふるさと羽幌町への誇りと愛着のある子供たちが増えることを願い、またふるさと教育が未来につながる大切な取組で

あると思い、以下のように質問いたします。

1点目、計画にある郷土愛の醸成を図ることにより、将来を担う子供たちがどのように育ってほしいと考えているのか。

2点目、郷土愛の醸成では、子供たちが地域に親しみ、地域を知る学習を充実させるために社会科副読本等を活用した地域の自然環境や歴史等の理解の促進とある。副読本の活用も必要ではあるが、より身近に自然環境や歴史文化、産業を理解するためにも人や地域の関わりを増やし、地域に出向き、実際に体験することも重要であると考えます。本から得られる知識も大事ですが、自らの経験を増やすことにより、より地域を知る学習を充実させることにつながると考えるが、どうか。

また、羽幌町に住む子供たちが同じ町内である天売島や焼尻島を訪れることは大変意義のあることだと考えます。様々な障害があるとは思いますが、学校だけでなく、教育委員会や町民も協力してサポートすることで両島での学習体験を実施できる環境や機会を整えるべきと考えるが、どうか。

3点目、羽幌町ではゼロカーボンシティ宣言を行うなど、自然環境への関心が高まっています。羽幌町内でも海鳥センターを中心に自然環境に関わる活動団体が地域の方々や羽幌高校などと連携しつつ、シーバードフレンドリー制度やビオトープの整備などの活動を行っています。今後、海鳥センターを海鳥だけではなく、自然環境の情報の発信や活動の中心として、羽幌高校だけではなく、各小中学校でも学習や自然体験等における積極的な活動を働きかけるべきと考えるが、どうか。

4点目、羽幌町内には町立の小中学校が各3校、高校が1校、道立高校が1校あります。特に離島の小中学校の生徒は少なく、複式学級で学んでいることもあり、同じ年代同士で学ぶ機会が少ない。研修旅行や修学旅行などで市街地の学年と一緒にすることもあると思うが、今後は学校間の相互連携や相互交流を増やしていくことも児童・生徒の集団生活や学習において必要になると考えます。また、天売高校と羽幌高校においても町立と道立の違い、普通科と定時制の違いなどありますが、相互交流を通じて生徒同士の相互理解を深め、地域や人とのつながりを強化し、郷土愛を育むことができると思います。今後の相互連携や相互交流についてどのように考えているのか。

5点目、道立羽幌高等学校の教育振興及び保護者の経済的負担軽減を図り、入学生徒確保のために魅力ある学校づくり事業補助金や生徒支援補助金を交付しています。遠征費や交通補助、各種資格取得受験料や模試受験の補助、また入学者には5万円を支給しています。さらに、町外から通学している生徒には定期購入補助では苫前町が20%補助しており、それ以外の80%、初山別村では村が25%補助し、それ以外の75%を羽幌町が全額負担しています。当該生徒の親からは大変助かっているとの声も聞いています。しかしながら、羽幌町に住んでいて管内の高校に通う生徒には羽幌町からは15%の定期購入補助しかありません。定期補助については、国鉄廃止後の処置により補助期間を延長し、バスの定期補助として行っていると聞いています。ほかの町村では、補助割合を変更し、高

校生の保護者の経済負担軽減を行っている例もあります。現在様々な理由で学習環境に変化を求めることや、町内に住む生徒がより専門的な学校を選択すること、部活動での選択も考えられます。羽幌高校へ通う町外の生徒、保護者への負担軽減だけではなく、町内に住む管内の高校に通う生徒にも定期補助の割合を検討するか、新たな支援制度を考えるべきだと考えるが、どうか。

6点目、北海道の各市町村にはそれぞれ独自の花、木、鳥、魚、獣を指定しており、羽幌町では町の花はツツジ、町の木はオンコがあります。他の市町村では、鳥や魚なども指定しているところも多くあります。羽幌町には天売島、焼尻島があり、日本で唯一の海鳥専門施設である北海道海鳥センターもあることから、羽幌町の鳥を指定してはどうか。また、町内で見られる海鳥の中から児童・生徒に海鳥の学習を行った上で選んでもらうことが郷土愛の醸成にもつながると考えるが、どうか。

以上です。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 小寺議員のご質問にお答えします。

なお、質問の3点目、5点目の定期運賃補助割合の検討及び6点目につきましては、私の答弁の後、町長からご答弁申し上げます。

それでは、1点目、郷土愛の醸成についてであります。自分たちの住む地域の豊かな自然環境や歴史、伝統文化、産業等に理解を深めることは、地域社会への結びつきを深め、自分たちの町を愛し、大切に思い、積極的に関与し、発展させていくための動機づけになると考えております。また、豊かな感性を備えた人として成長してくれるものと考えております。

2点目の地域に出向いての体験学習の実施についてであります。ご質問にありました副読本は地域を知る上でとても大切であるとする一方で、地域の自然観察や実地体験も重要であることは認識しており、子供たちが教科書だけでは得られないリアルな体験を通して郷土の自然や文化、歴史を深く理解し、感じるができるものと考えております。このため学校教育分野では限られた授業時数の中で様々な体験活動を行っておりますほか、社会教育分野として天売島海鳥観察会や自然教室などを開催し、地域の自然環境と触れ合う機会をつくっておりますことから、これらの活動を継続、充実させてまいりたいと考えております。

また、羽幌市街に住む子供たちの天売島、焼尻島での学習体験事業の実施であります。天売島、焼尻島を含め町内には様々な学習素材があります。その中で市街から離島に渡っての学習につきましては、実施が当日の定期船の運航状況等に左右されますほか、その他の活動等に係る授業時数の確保等から制約がありますので、それらを踏まえた中で計画し、実施する必要があると考えております。このため、教育委員会といたしましては、先ほど申し上げました自然教室なども加味しながら離島における体験事業を実施してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、子供たちにとって意義深い体験学習を進め

ていくことは、町の発展にとって重要な一歩となると考えておりますことから、今後も子供たちに地域でいろいろな体験ができるよう進めてまいりたいと考えております。

4点目の町内各校の相互連携、相互交流についてであります。通常の授業において天売、焼尻小中学校間や羽幌小学校、羽幌中学校との相互交流、相互連携を行っているほか、オンラインによる交流も随時行っているところであります。また、宿泊研修や修学旅行など各種行事についても町内の学校が連携し、羽幌小学校や中学校の事業に離島の学校が一緒に参加をし、その事前学習として児童・生徒がお互いを知る機会となるよう交流事業を行っております。

また、天売高校と羽幌高校の連携や交流につきましても、学校活動としては全日制と定時制の違いから活動時間が異なり難しいところではありますが、休日などを使いつなかりを構築し、交流をしていくことは相互にとって効果はあるものと考えております。このため、相互連携や交流事業については、私どもも効果的な事業と捉えており、今後につきまして実施内容は交流先相互の協議にもよりますが、事業を継続してまいりたいと考えております。

5点目、羽幌町内に住んで管内の高校に通う生徒への新たな支援についてであります。現在教育委員会で行っております羽幌高校への支援は、当校の教育活動の充実と2間口確保を目的に議員が承知されている支援を行っておりますことから、町内から他校に通う生徒に対する新たな支援については考えておりませんことをご理解願います。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 続きまして、私からご質問の3点目、5点目の定期運賃補助割合の検討及び6点目につきましてお答えいたします。

3点目の今後における海鳥センターの利用についてであります。過去において海鳥センターを活用し、実施することが可能なプログラムについて、羽幌小学校、羽幌中学校に紹介した経緯もございますが、今年度では学校行事や授業の一環において活用されている状況となっております。今後においても海鳥センターの一層の活用促進を図るため、学校の意向を確認しながら取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の羽幌町生活路線バス通学定期運賃補助事業の内容の検討についてであります。本事業につきましては国鉄羽幌線の廃止に伴う代替輸送手段の確保に関連し、創設されたものであり、町内に在住する高校生が生活路線バスを利用して通学する際に要する費用の負担軽減を目的とし、現在は要綱に基づき定期運賃の15%を補助するものとしており、令和4年度の実績では対象者数は9名、補助額は38万2,700円となっております。新たな制度の創設につきましては現時点では考えておりませんが、現行の補助要綱が令和8年度までの時限つきとなっていることを踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

6点目の羽幌町の鳥の指定についてであります。現時点では指定する考えはございませんが、今後においては他の事例等を確認するなどとし、必要性について判断をしてみたいと考えております。

以上、小寺議員の答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） それでは、再質問させていただきます。

このテーマについては、自分が議員になってから幾度となく一般質問、また予算委員会等でも取り上げてきた内容です。特に自分が1期目、初めの1年目に2回目だったかのように現教育長の濱野教育長にふるさと教育について質問したいのだけれどもということで何度か相談したのが懐かしく思います。そして、こういう立場で相談していた形が今議員と教育長という形にはなっていますけれども、その頃からやはりふるさと教育というのは重要だということは私もずっと思っていることです。

それを踏まえまして、昨年、前年度ですか、つくって今年から始まった羽幌町教育振興基本計画という形で総合振興計画をより具体的に実施するためにつくられたものであります。その中で幾つもの大事な項目はありますけれども、今回に関しては郷土愛、ふるさと教育につながると思うのですけれども、そこがとても重要ではないかなということで今回そこをクローズアップして質問させていただいています。

先ほども言ったとおり、やっぱりふるさと、郷土愛というのはとっても重要なことであって、それは一過性のものではなくて幼児期、小学校、中学校と、そして自分は大人になっても続く大切な方針というか、だと思っています。同じように、自分はそういうある程度の目的というか、自分の思うゴール地点は、子供たちが大きくなってそういう気持ちになって、高校を卒業して大学、就職、ほかの町、地域に行ったとしてもやっぱり羽幌町を思う大人が増えてくれればいいなと。それにはやはり時間もかかりますし、どうしても単年度で結果というのは出ないと思います。ただ、やっぱりその10年後、20年後をもって取組を今進めていくということはとても大切なことだと思っています。私も外に出て戻ってきたタイプなのですけれども、このふるさと羽幌に戻ってくる、戻ってきたい、そして何か接点をつくるというためにも、やっぱり教育というのはとっても大事ななと考えています。ふるさと教育、郷土愛の醸成を行うことで10年後、20年後、羽幌町にどんな影響がある、自分は大きな影響があると思って取り組むべきだと思っているのですけれども、その未来、どういうふうになってほしいと思っているか、教育長、ご見解をお聞かせいただきたいと思っています。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 私の一つの考えの中に、教育は未来への希望の種であるというのがあります。私は、教育という種をたくさんまきたいと思っています。その中から新しい芽がたくさん出てきてほしいと思っています。

あともう一つ、教育というのを英語で言うとエデュケーションといいます。その語源はラテン語だそうです。ちょっと私はそのラテン語は言えませんが、その意味からいうと引き出すという意味だそうです。そういう説もあるということです。子供の持つ力

を引き出すということが教育であり、なければ育ててあげることが大切だということです。そのために学校教育分野や社会教育分野という中で、あと自然や歴史文化、農業、漁業、林業、食品加工業だとか、いろんな職場体験だとか、小さな子供のうちからいろんな体験をしてもらいたいというふうに思っています。そういう体験の中から新しい未来の芽というのが出てくるのではないかな。そういう芽というのを教育という形の中でたくさん育てていきたいなというふうに思っております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 力強い言葉だと自分は思っています。教育委員会としてそういう、教育長としてやっぱり強い信念ですとか目的があると、それをどう、手段を使って実現させるかというところになっていくのではないかな。そして、以前から自分思っていたのは、なぜ各自治体に、市町村に教育委員会があるのかと。それは、やはりその地域にしかできない、地域の人しか分からない、そこに住んでいる人がどう未来を託す子供たちにこういう教育、教えをしたいかというのを決められるのがそれぞれの教育委員会だと思っています。それでなければ、国の文科省が決めたことをすればいいだけだと、教育委員会は必要なくなると私は思います。ですので、今回いろいろ質問した中で羽幌の環境に合った、そして今の大人がこれからの子供たちのために何をできるのかというのを考えて、議会もそうですし、町民の方、もちろん教育委員会だけではなく町長部局も含めてやっぱり未来に託す種まき、先ほど教育長がおっしゃったように今しないと10年後、20年後が何も変わらないと思います。そのためにも、今回の計画を含めてより具体的に進んでほしいという願いを込めて今回質問しています。そういう思いを計画だけでは、もちろん教育長が就任する前にできたものなのですけれども、今回は常任委員会では説明はあったのですけれども、今後もし中で修正ができるものであれば、もう一度また考えたり、議会も今度是一緒になって考える機会もあったらいいかなというふうに思います。

それと、1つちょっと疑問が、せっかくの計画なのですけれども、一般には公開していないのかなというふうに思っています。ホームページとかで検索しても素案については当たるのですけれども、計画もせっかくですのでみんなが見られるように、分かりやすいように掲示する必要があるかなと思うのですけれども、私の検索の見つけ方が悪いかもかもしれませんけれども、その辺もし公開できるものでしたら、公開したらいかがでしょうかということなのですけれども。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 私自身ホームページかどこかで見られるものだとずっと思っておりますので、ぜひそのような形にしたいと思っております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 続いて、2点目に移りたいと思います。

2点目についても、その計画の中に具体的な方法として郷土愛の醸成について取組として社会科副読本等の活用をした地域自然ということで副読本がメイン、等ということでは

ろんなことが含まれているのではないかなとは思うのですけれども、先ほどの質問の答弁の中ではよりリアルな体験、経験というのが重視されていると。副読本が悪いものではなくて、もちろん目で見て、読んでということも必要ですし、それ以上にやっぱり体験が子供たちにとって重要だというのがよく分かりました。

3月の予算委員会で私、本ですけれども、デジタル化にしてもいいのではないかという質問をしました。そのときの答弁は、いいえ、羽幌町として、教育委員会として読書を奨励しているので、本がいいのだという答弁だったのです。もちろんそれも一理ありますけれども、デジタルにすることでいいことは、例えばそれをホームページにアップすることで普通の大人も羽幌町をその副読本を通して知る機会にもなりますし、子供だけの本ではなくて、自分も小学生のときに使った記憶があります。それと今のものはもちろん違うだろうし、いろんな写真もあつたりとか、資料的な価値も十分にあると思いますので、今回はデジタル化ということにはならない予算だったと思うのですけれども、中学生、小学生のための本という活用だけでとどめるのではなくて、価値のあるものだと思いますので、利用をいろんな方面で伝えること、自分は子供だけではなくてやっぱり大人もそういうのは必要になってくるのではないかなと思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 各学校とも協議をしています。それから、教科書のデジタル化というふうな形が今進みつつあるかと思います。そういうのに合わせながら検討していきたいと思っております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 今回のこの2点目の中で、教育委員会の答弁の中で子供たちにとって意義深い体験学習を進めることは、町の発展にとってやっぱり大きな一歩となるという答弁をいただきました。もちろん教育委員会としての回答ですけれども、それはやっぱり町長部局、予算を持っているのはこちらなので、その認識をお伺いしたいとちょっと考えています。教育委員会は町の発展にも関連してくるということで、それはやっぱり重要な一歩で、いろんな、きっとこれから取組をしていくと思うのですけれども、町長、教育委員会の意向なのですけれども、今回のそういう体験学習を進めることは町の発展にとって重要な一歩だと私も思うのですけれども、町長はいかが思いますか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 大変申し訳ありません。前段のほうは教育長の質問だと思って正確に聞いておりませんので、時間これカットしてもらって、もう一度簡単に町長の質問ということで質問し直していただだけませんか。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 今回の質問の中で、教育委員会の答弁の中で子供たちにとって意義深い体験学習を進めることは町の発展にとっても、もちろん子供とかだけではなくて町

の発展に大きな一歩となりますという答弁がありました。それは、やっぱり町全体の発展につながるということなので、予算を含めて町長部局にも、そういう同じ重要だと思っているのかどうか、そこをお聞かせいただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ここで教育長が発言したその町の発展にとって重要な一歩になるということは、私は幅広い意味で捉えていいのかなと思っております。だから、このことが例えば具体的にこういう事業でこうなって、その子どもたちがこうなるだろうということの意味していないのではないかなと思っております。いずれにしても、これは町長部局ということではありませんが、この質問に対して私の個人的な部分、思いも含めてということになりますけれども、郷土愛を育むような学習機会を持つということに関しては、非常に重要なことだということを思っております。それがイコール町の発展に具体的なこういう項目で、こういうふうに発展になるということとはもともと考えておりませんので、差し控えたいと思います。ただ、基礎的なものの部分になるということとは間違いなくあるのではないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 教育委員会と同じようで、また見解が違ったら困るなと思って、自分はやっぱり役場、町民みんなで取り組んでいけたらいいなと思って今確認させていただきました。

それでは、続いて3点目です。海鳥センターの活用についてお伺いします。今回質問のほうでも書きましたけれども、ゼロカーボンシティ宣言ですとか、羽幌町には環境基本計画ですとか、様々な計画、環境について取組があります。自分としては、教育委員会として海鳥センターをうまく活用したらどうですかという問いかけのつもりだったのですが、逆に海鳥センターはこういう活用をさせていますよという回答もあったのですが、そこでちょっとお伺いします。今年度、学校行事や授業の一環で活用されているということだったのですが、具体的に活用例、実態のほうを教えてくださいなと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 私のほうからお答えをいたします。

実は令和4年、令和5年で羽幌中学校のほうで総合的な学習時間というのがありまして、1年生においては羽幌町に目を向ける、それから2年生は羽幌町とほかの市町村との比較で、3年生は修学旅行で見学地を訪問して、その見学地から我が羽幌町を見詰め直すという総合学習の時間というのがあります。この1年生のほうで、令和4年もそうなのですが、各グループでテーマを持って、そして調べています。

令和4年の一つの例として、やはり非常にありがたかったのは羽幌町の羽幌の町残し、まちおこし、10年後の羽幌町に住みたいプロジェクトというのが一つのテーマになって

います。そして、これは10年後も羽幌町を残し、住みたいと思えるまちおこしを考えることをテーマに生徒の興味関心に応じて6つのグループに分かれて学習を進めていると。そして、その中の自然グループというのがありますが、それは天売島、焼尻島の自然を生かし、自分たちのような若者を羽幌町に呼び込むための方法を考える。そして、そのためにどうするかといったら、パンフレットを作りたいのだというふうな形でやっています。このときに自然のグループの人方は海鳥センターとか、あとそれから実際に天売島に行つて、そして天売島の現地の人方からお話を聞いていると。そして、それをまとめたというふうな形にもなっています。

それから、令和5年度なのですけれども、羽幌中学校の1年生、これについてはテーマとしてディスカバー羽幌プロジェクト、羽幌の魅力について調べ、羽幌町を訪れる観光客に向けてパンフレットを作るとというのが一つのテーマ目標。そして、ここでは海鳥と海鳥センターという、9つのグループがあるのですが、その中の一つに海鳥と海鳥センター、それから島というのがあります。そして、つい先日なのですが、1週間ぐらい前ですか。生徒12人と先生1人、実際に島に行つております。そして、そこで実際に島のいろんなところ、焼尻でしたけれども、行つていろんな体験学習をやつてきているというような形で非常によく頑張つてくれているなというふうに思っております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 自分が思った以上に海鳥センターも活用されているのかなど。この答えの、町からの答えだったのですけれども、今後も活用促進を図るために取り組んでいくという回答がありました。環境基本計画の中に環境意識を持った町民の育成ということで、小学校では地域の自然を学ぶ機会を増やし、自然環境を大切に意識を育む教育を実施するですとか、中学校、高校では日常の中で環境に負担をかけない生活ができるよう海岸清掃、地域のごみ拾い活動、地元の自然環境を守る取組を環境教育として実施したいと。また、学校教育と連携、協力を図りたいと。これは海鳥センターに限ったことではないのですけれども、海鳥センターという自然環境や環境問題では、そこでは海鳥センターを活用していくという情報の発信ですとか、様々な事業の実施ですとか、そういうのがうたわられていたと思います。今後海鳥センターを町としてより具体的にどうしていきたいとか、そういうことがあればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（村田定人君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

議員のおっしゃられる部分も十分理解していると思います。現状まだちょっと足りない部分もあるのかなと思つていますが、環境基本計画も残り数年もありますし、その中でも前向きに取組めるものはいきたいなというふうに思っています。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 海鳥センター、今町民課で対応していますけれども、本当にいろんな要素があります。ある意味観光施設であつたり、島に行く前に寄つて海鳥の勉強をし

たり、自然環境の問合せですとか様々な、自分はそういう面での核となる施設なのかなというふうに思っています。やっぱりよりそこを充実させることで羽幌町全体に波及効果が出てくると思いますので、ぜひいろんな、実施できていないこともたくさんあるとは思いますが、うまく、特に今回の質問では学校ですとか連携も含めてですけれども、活用できるような形にしていただきたいなというふうに思っています。

ちょっと前後して申し訳ありません。さっきにちょっと戻るのです。体験についてなのですが、以前から学校教育では難しいと。その時間の制限があるということで、社会教育として対応していきたいというのが教育委員会の方針かなというふうに思うのですが、自分の提案としては日帰りでもいいですし、例えば遠足に使う、写生会に使う、それは一例なのですが、本当に気軽に行けるような、あまり定期船のというのは考えてしまうとすごく狭まってしまう気がするのです。もちろん研修旅行でもどこでも、この前も小平でまた通行止めがあったりだとか、陸地であってもそういうことはあります。ただ、やっぱり島に行くにはそういうリスクもあるというのを分かった上で、いかにそのリスクを回避していくのか。それは、冬にはもちろん行けないですが、天候がいい日ですとか、もし給食の都合があるのであれば、それはいろんな処置で対応できたりすると思うのです。前にも何回もお伝えしたのですが、やられない理由ではなくて、どうしたらできるのかというのをみんなで考えて、お金がかかるのであれば、以前行った学年は職業体験、漁師とか、そういうのになる補助金というので運賃を補助してくれるですとか、そういうのももちろん地元であってもありますし、それを使って留萌の小学生だったかな、が日帰りで来た経緯とかもあります。なので、知恵を出し合って、できる方法をみんなで考えたらいいなというふうに思っています。だから、もちろん今現行やっていることを否定することではなくて、より多くの子が行ける環境をみんなでつくっていきませんかという問いかけなのですが、教育長どのようにお考えでしょうか。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 先ほども申しました令和4年、令和5年の羽幌中学校の総合的学習、このとき令和4年7人の1年生の生徒が、これも日帰りです。日帰りで天売に行って、地元の人方とお話をして、インタビューをしてまた帰ってくる。令和5年については12人の子供たちが、生徒が焼尻に行って実際にめん羊基地だとかいろんなものを見て、そして帰ってきていると。本当は、小寺議員の思いも十分分かります。みんなで行けば本当は一番いいのでしょうけれども、今学校としてできること、そして羽幌町の教育委員会としてできること、そしてそれはもし希望者があったら希望者をそのような形での日帰りとかというふうな形でやっていければ、それがまだ第1歩、第2歩というふうな形で進んでいけばいいのかなというふうに思っております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） ぜひ今のやっていることを継続しつつ、発展的に協力できることは学校に任せるとかではなくて、それも超えていろんな経験をさせてあげたいなというふ

うに自分は思っています。そして、以前も少し触れたことあるのですけれども、まず大人、特に学校の先生が、島に行ったことのない先生もいらっしゃいますし、いろんな教育の会議ですとか、島に行く機会もきっとあると思いますけれども、やっぱり意図的に島に行ったら子供たちがこういうすばらしさを体験できる、見られるというのをまず先生に体験していただくことでまた広がりも出てくるのかなと思いますので、その辺もご検討いただければと思います。

そして、4点目、またちょっと戻るのですけれども、町内の連携です。言うまでもなく、羽幌町にはそれぞれ小中学校が3校あって、高校が2つと。小学校のことではないのですけれども、先日島に行ったときに5歳児のお母さんですか、が将来不安だと。同じ学年の子と遊ぶ機会が少なく、集団に入られるのかということもおっしゃっていました。羽幌にいる子はそんなのも感じないかもしれませんが、それは今度は子ども係だとか福祉課で羽幌に来る、いろんな補助をしたりだとかで対応していただいているとは思いますが、同じ町の学校同士ですので、もちろん先生たちの交流も必要だと思いますけれども、連携していないということではないのですけれども、答弁のとおり今後も連携ですとか、交流ですとか、やっぱりうまくそれぞれの特性を生かした学校同士の取組をしていただきたいというふうに思います。

答弁の中でとつても、高校について、天売高校も少ないのですけれども、面白いというか、あっと私も気づかなかったことがあるのですけれども、休日とかを使いつなかりを構築しと。休日を使うことも面白い取組かなと。どうしても、天売の高校の生徒は働いていますから、休みかどうかわちょっと分からないのですけれども、ただこっちに、市街地に逆に遊びに来たときにもし友達がいれば一緒に遊んだりだとか、そういう学校以外の活動、休日とかプライベートな時間も過ごせるためにもやっぱり接点をつくってあげるとするのはとっても大事ななと思いました。特に島でも羽幌でもイベントやお祭りとか、いろんなことで協力ができたり、あとボランティア活動とかも一緒に取り組むということにつながりが、連携が増えていくのではないかなと思います。連携についていろいろ答弁はありましたけれども、改めて今後どのように、具体的なことはちょっとないとは思いますが、教育長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 一番最初の答弁の中でも申し上げておりますけれども、今実際に焼尻小中、天売小中、その相互間の交流というのもありますし、またそれから羽幌小学校、羽幌中学校との連携だとかという形で本当に一生懸命やってくれていると思っています。

それから、また羽幌高校と天売高校の関係の、天売島などでいろんなプロジェクトが動いています。森林再生だとか海岸清掃だとか、そういうふうな中にもしできるのだったら、そういう希望する子供たちがそこに行って一緒に交流するとかというのができていったらとってもいいことだなとも思っております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 続いて、5点目になります。これもちょっと教育委員会と町のほうで2つの制度があって、それぞれでどちらからも新たな支援策は考えていないですか、今後検討していきたいという答弁があったのです。きっとそれぞれでつくっている事業なり補助なので、それはそれ、これはこれということになるのですが、町民目線で見たときになぜという疑問が出てきます。もちろん目的はそれぞれ事業ごとですので、違うのは理解できますが、自分は端的に言うとはやはり高校の支援とはいえ町外の親のための経済的な負担軽減のための交通費全額補助、各町の補助率を引いた残りだと思うのですけれども、それももちろん重要ですが、羽幌町に住んでいて、よその学校といっても路線バスを使って朝早く起きて、きっと南は留萌から遠別、天塩まで行けるか分からないのですけれども、その子たちの親の支援というのも必要なのではないかなと自分は考えています。それは最終的には財源とかの話にはなると思うのですけれども、自分はこの制度、魅力化ですか、町外の生徒に対する通学補助、たしか5年以上、何年かだというのがちょっと分からないのですけれども、まずどのぐらい前からスタートしてきたのか、そして羽幌町のほうでは令和4年度の実績として9名で38万2,700円ということだったのですが、町外の羽幌高校に通う生徒の通学者何名に対してどのぐらいの予算を使っているか教えていただきたいと思います。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） たしか一番最初は平成22年、町単独の通学の補助として年間70万円ぐらい……

（何事か呼ぶ者あり）

○教育長（濱野 孝君） 失礼しました。通学支援は、28年度からというふうなことだそうです。

すみません、学校管理課長のほうから報告させます。

○議長（村田定人君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えいたします。

一部教育長の答弁と重複いたしますが、先ほど質問がありました羽幌高校へ他町村から通学される生徒に対する通学支援につきましては、平成28年度から実施をしています。令和4年度の実績といたしましては、当然そのときの生徒の増減にもよりますが、790万、約800万円の支援を行っています。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） すみません、何名で790万かもし分かれば教えていただきたい。

○議長（村田定人君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） 利用者につきましては、38名となっております。

○議長（村田定人君） 6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 38名の町外の子が来てくださっていると。そのために790万

は安いか高いか、それは別としても、今後これの目的としては2間口確保のためということと、あとはその町外の親御さん、高校に通うための経済的負担軽減ということを目的にしていると思うのです。もう管内で結構生徒も少なくなってきた、この支援というのも自分は改めて、平成28年ですか、から始まったと言いますけれども、やっぱりもう一回振り返るべきなのではないかなと。

一時は、例えば各町村が通学費を補助しますということで、悪く言ったら生徒の取り合いをしていた時期もあったと思います。ただ、管内も学校の状況が例えば天塩だと2間口、天塩も2間口あったのが今1間口になったところで、天塩も同じように2間口確保のためということでいろんな補助ももちろん今もしていると思うのですけれども、状況も変わってきていると思うのです。その中でやはり自分はもう少し、よそから来る方の負担を例えば100%補助ですけれども、年代を置いて80%なのか分からないですけれども、少しずつ下げてまた別の必要な事業に行くというのも考える時期に来ているのではないかな。それは、もちろんほかの町村の絡みもあるので、相談して一緒にそういうのをしましようということにはならないのかもしれませんが、結構状況も今変わってきているのもあるのではないかな。

そして、何より、何回も言いますけれども、羽幌町に住んで、自分はもちろん羽幌高校に進んでほしいですけれども、やっぱり羽幌高校にはない、質問にも書きましたけれども、商業ですとか、工業、情報ですとか、いろんな、農業もそうです。いろんな理由で羽幌町にいながらもそういうたくさんの方のチョイスがあって、やっぱりそこには町のいろんな支援があってというところが必要なのかな。自分としては、通学定期運賃の補助についてはこちらで15%ということで、簡単に言ったら例えば15%を20%に、支援をもう少し手厚く5%でもしましようか。でも、どのぐらいか分からないですけれども、38万円の5%なのか、10%なのか分からないですけれども、ほんのちょっとでもそういうのを応援する方向があってもいいのかな。それが難しいのであれば、その財源を教育委員会として羽幌に住む高校生に支援できるような新たな制度を教育委員会としてサポートすることも自分はあってもいいのではないかなというふうに考えて今回提案しました。

2つの制度は全然別なものですけれども、もう少しうまくどういう補助ができるのかで、今ある15%が妥当なのか、例えば苦前に関しては20%、初山別にすれば25%という数字の違いもありますので、その辺もご検討いただけないかなというふうに思っていますが、どちらも制度が、こちらは町外の制度ですけれども、1回目の答弁ではどちらもそういう外に出る子たちには支援を考えていないということでしたし、現時点では修正も考えていないと。例えば本当に5%、10%上乘せして応援するということも可能なのでしょうか。こっちでまず聞きましょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） まず、制度の基本的なことの制定から現在に至るものの中のことを実はこの質問あるときに担当課のほうで中心に調べました。相当前からの事業でありま

すし、途中から条例から要綱に変わっているという部分の中で当初のことは、いわゆる公文書としては残っておりませんでした。いずれにしても、考え方としては一番最初、要するに国鉄線、羽幌線が廃止をしてバス転換したと。その時点でバスのほうが若干費用がかかるということで、それを差額を埋めるということで15%設定したのではないかなと思っております。

それと、他町村との比較の中で苦前20%、初山別25%でしたか。それについてはそれぞれの町村の政策でありますし、どういふことでやったかについては想像で話すこともできませんので、私としては比較論としての答弁は避けたいと思いますけれども、ただ一般的にそれぞれの町村置かれている環境がそれぞれ違います。例えば商業高校しかないとか、普通科がない、それから高校そのものがない、農業高校しかないとかということの中で恐らく政策的な優劣をつけながらいったのではないかなと思っております。

よくある議論ですけれども、隣の町で20%で羽幌が15%という比較からすると、実は天塩町、今羽幌高校に2名進学していただいています。天塩町はゼロ%であります。遠別町もゼロ%であります。そういうことからして、やはりあとは基本的な羽幌町としてはもともとの考え方、もう今線路が、国鉄があったらその値段出すこともできませんし、それから比較もできませんので、何を根拠にということにはなりませんけれども、これを大幅に増やすということに至らない原因の一つとして、前段の話はそういうことで理解してください。一つとしては、留萌管内以外の高校に通っている方に対しての、いわゆる助成的なものは制度としては一つもないわけです。その方も今議員おっしゃったように、羽幌町にはないその教育だとか、スポーツ、それから進学実績だとか、いろんな要素の中で行っておりまして、そこにはない中で留萌管内に行っている子供たちだけ別にさらに手厚くするというにはならないかなと思いますので、それをやる、財源の話しましたけれども、全体的にやるとしたらもう一度そういう留萌管内以外の方のこともカバーできるのであれば考慮してもいいと思いますし、逆にもう国鉄がない中でその差額を埋めるという理由がないので、この制度を続けていいのかということも含めて先ほど答弁書の中では令和8年までの要綱になっておりますから、その間、あと6年、7年ということの中で考えていく必要があるなど、町側としては、町長部局のほうの制度に関しての答弁とさせていただきます。

向こうのほうについては、それぞれまた議員のほうで指定していただかないと教育委員会も発言できませんので、工夫してお願いいたします。

○議長（村田定人君） 小寺議員、あと残り1分ということなのですが、先ほど町長のほうから同じ質問を2回していますので、それを考慮しても最後のご質問ということでよろしく申し上げます。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 長々となってしまったのですが、自分はよりよい教育環境を含めて、それぞれ制度ありますけれども、やっぱり羽幌に住んでいる子供たちにいかにいい教

育、チョイスができて、ふるさとを思う心を持った教育を進めていっていただきたいというふうに思っています。最後質問になるかちょっと分からないのですが、羽幌の鳥の話です。自分としては、これは鳥を指定するというのが目的ではなくて、それを手段として何か面白い展開はできないかなというアイデアのつもりで出しました。ちなみに、先ほど管内比べてもということだったのですが、増毛町はカモメでした。天塩町はコガラという鳥だと思うのですが、羽幌町も何かそれをつくるきっかけとして教育に使うのか、観光に使うのか、いろんな方法があると思いますので、ぜひ必要性ということではなくて、いかにそれを使うというイベントとして、例えばそれを決めた子供たちは一生、私たちが羽幌の鳥を決めたのだとか、いろんな教育の場にも利用できるかもしれませんし、そういう面で今後、現時点では考えていないと思いますけれども、自分は目的ではなくて手段として面白く使ってほしいなと思いました。今回この質疑によってやっぱり教育委員会の今回の計画がより具体的にどういうふうに取り組んでいきたいのかということを知ることができました。ぜひ教育長にもリーダーシップを取っていただいて、よりよい教育を進めていっていただきたいというふうに感じています。

最後に、ちょっと大ざっぱではありますが、今後、今年度できた計画ですけれども、社会教育も含めて教育長の意気込みというか、取組についての見解をいただいて最後の質問にしたいと思います。お願いいたします。

○議長（村田定人君） 教育長、濱野孝君。

○教育長（濱野 孝君） 先ほども申しましたけれども、私の考え方、教育とは未来への希望の種である、これは本当にそう思っています。そして、今私たちが児童・生徒たちにできることといたら、この気づきの種をたくさんまくこと、教育という中での未来への希望の種をたくさんまいていること、これがとっても大事なことだというふうに思っています。これからも一生懸命頑張っていきたいと思います。

○議長（村田定人君） これで6番、小寺光一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

職員の労働環境改善についてということで質問させていただきます。8月7日、人事院は令和5年度の勧告を行った。給与面では民間の動向を反映しており、特に月例給の引上げ率は民間における大幅な賃上げを反映して、過去5年の平均と比べて約10倍のベースアップとなるなど明るい傾向となった。しかしながら、公務の人材確保は応募者の減少や

若手職員離職の増加などにより依然として厳しく危機的な状況とも言える。また、公務の職場環境に対しては、霞が関を中心にブラックというイメージがなかなか払拭されないと人事院総裁は会見で述べた。当町においても給与表においては人事院勧告に基づき都度改正を行っていることと思われるが、人材については若年層を中心に離職が続いているように思われ、人材確保の面からもよりよい労働環境にするべきと考え、次のとおり質問する。

1、本町のラスパイレス指数は95前後であると認識しているが、本来公宅の整備等が整わない基礎自治体は100を超えるのが基準であったものが国の数値を超えることが許されない状況となり、今に至っていると推察される。この状況を踏まえ、現状地元採用も減少傾向にあることから、職員住宅の整備については借り上げを含め検討するべきと考えますが、どうか。7月20日の議員による離島地区行政視察では、焼尻発電所の職員不足の話も伺っており、市街地区、離島地区ともにそもそも人材を募集する以前に住宅が不足していたり、住宅環境が劣悪という状況はないのか。

2、特地勤務手当について、当町では国・道と異なる支給となっており、それゆえに離島の職員にとって一時的な経済的負担を強いる場合もあるため、この額を改善するべきと考える。他の自治体では、特地勤務手当とは別にこれに準ずる手当を複数年にわたって支給しているところもあるので、参考にしてみてもどうか。

3、役場庁舎の建て替えがなかなか進まない状況であるが、建設が進まないのであれば最低限施設の部分改修は必要であると考えます。現状洋式トイレは障がい者用の1つしかなく、職員はおろか来庁者にも不便を強いていると思う。今後入庁する職員は和式トイレ自体そもそも見たことがないと言えれば大げさかもしれないが、留萌振興局においても職員組合の粘り強い交渉の結果、各階の和式トイレの洋式化が図られた。このことについて職員組合からの要求はないのか。また、トイレに限らず建て替えをするまでに時代に合った施設改修の予定はないのか。

4、人員不足により休暇等の権利行使に支障があると聞いているが、一般職についても専門職や初山別村同様、社会人採用など新規採用試験以外の募集を検討しないのか。

以上です。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 村上議員のご質問にお答えします。

1点目の借り上げを含めた職員住宅の整備についてであります。現在町内には14戸の職員住宅を所有等しており、その内訳としましては市街地区に1棟4戸及び1棟2戸の共同住宅のほか、住宅を2戸、焼尻地区に1棟2戸の共同住宅を借り上げしているほか、住宅を3戸、天売地区に住宅を1戸所有しております。基本的には、町の単独住宅や民間賃貸住宅もありますので、現時点で新たに借り上げや整備をする予定はございませんが、町外から採用者が増加傾向にありますことから、その必要性を含めて今後の課題として捉えていきたいと考えております。

また、職員住宅の中で特に焼尻地区につきましては年数の経過した住宅もありますこと

から、入居している職員への聞き取りや、実際に内部を確認した中で必要最低限の部分ではありますが、補修等を実施しておりますので、住宅環境が特に劣悪であるという状況にはないものと考えております。今後も空き家利用を含めた職員住宅の整備につきまして検討を続けてまいりたいと考えております。

2点目の特地勤務手当の改善についてであります。特地勤務手当は離島地区に勤務する職員への精神的な負担や生活の不便に給与上対処するため支給するものであり、扶養家族を有する職員は月額2万5,000円、その他の職員は月額2万円を支給しております。当町は固定額としておりますが、国や道はその地域に応じた級別区分の支給割合を乗じて得た額を支給しております。この手当につきましては長年改正されていないことを踏まえ、現状に見合った適正な額であるのか、国や道の支給方法や特地勤務手当に準ずる手当も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

3点目の役場庁舎のトイレの洋式化についてであります。議員ご指摘のとおり役場庁舎の洋式トイレは1階に設置している障がい者用トイレ1か所のみであり、来庁者や職員の皆様にご不便をおかけしていることは承知しております。職員組合からは、平成30年から令和2年にかけて役場庁舎のトイレの洋式化について要望が上がっておりましたが、必要性は認識しつつも改修費用の面や今後役場庁舎の耐震化が予定されておりますことから、整備を見送ってきたところでございます。しかしながら、離島地区や市街地区において当面予定されている大規模な公共施設の整備状況を踏まえると、役場庁舎の耐震化を含めた町全体の公共施設の整備計画の見直しが必要となり、時間を要することが見込まれますことから、トイレ洋式化の必要性に鑑みて公共施設全体の優先順位を考慮しながら段階的に整備してまいりたいと考えております。

続いて、時代に応じた施設改修についてであります。庁舎の耐震化を予定しておりますことから、現時点で施設改修の予定はありませんが、維持管理上必要な補修や近年の気候変動に応じた職場環境の改善につきましては継続して検討してまいりたいと考えております。

4点目の一般職の新規採用試験以外の募集の検討についてであります。一般職の新規採用試験につきましては留萌町村会が主体となり、留萌管内町村職員採用資格試験を実施しているところであります。この数年の試験の応募者数は減少傾向にあり、採用者数も厳しい状況が続いております。このため当町独自で社会人経験者を対象とした一般職の採用方法を調査しているところであり、令和6年度以降における採用者数の状況を踏まえながら実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、村上議員の答弁とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） この手の質問に対して非常に前向きな回答と思い、あまり質問することがないのかなとちょっと感じているところなのですが、何点か確認させてい

ただきたいと思います。

議会視察で焼尻発電所伺ったときに、お話を多分北電サービス店業務と含めて7名ぐらいは必要だという話を記憶しているのですけれども、現在の今の回答の戸数ですと全員町外から来るとすれば焼尻5戸だと思しますので、足りないと思うのですけれども、現状その空き家とかどのような状況なのかというのは把握しているのでしょうか。

○議長（村田定人君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

今現在電気系の職員につきましては2名募集をかけておりまして、それに対する職員住宅につきましては当町で昨年度取得しました空き家1軒ございまして、その他にも町の住宅等もございまして、それでその住宅の入居については現時点では問題ないかなと考えております。

○議長（村田定人君） 5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） あと、市街地区においては民間住宅があり、問題ないということだと思うのですけれども、町外採用者については不動産業者に手当たり次第に確認しなければならぬことや、空き状況を確認しなければならぬことや職員住宅入っている人と比べて住居手当多分課税所得になると思うのですけれども、その辺の不公平感についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（村田定人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、そういう手当につきましては課税所得に含まれるということですが、それでは職員住宅をその分全員分当てできるかといいますと、なかなかそういう部分は現実的に難しいのかなというふうに考えておりますので、その辺は実際に不公平感はあるのかもしれないのですけれども、その分民間の住宅に入る場合につきましてはそういう住宅手当というのを支給する中で対応しているというのが現状ということでご理解いただければというふうに考えております。

○議長（村田定人君） 5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） その民間住宅を借り上げて町が職員住宅として提供すれば、そういう問題もなくなるのではないかなと思うのですけれども、今後そういう考えというのはないということよろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

答弁の中でも課題として捉えているということでございますので、もしそういう話がありましたら、もちろんそういうことは検討していくことは考えますし、そういう形で今後についても継続して課題ということで押さえておりますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（村田定人君） 5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） ありがとうございます。

次に、特地勤務手当については、近年は町外採用も多いことから、市街地区に住居がなければ島に帰るためにやっぱり1泊羽幌でしないといけないという余計な経費がかかる状態になっていると思いますので、この改善については職員組合とよく相談していただければいいなと思います。

3点目に質問させていただきました、正直昨日の話から洋式トイレの話題がここまで出てくるとは思っていなかったものですから、非常に洋式トイレの問題というのは羽幌町にとって重要なのかなと思ったところなのですが、役場庁舎については何年か前かちょっとあれですけども、3月議会で減額補正を集めてという言い方がいいのかどうかあれなのですけども、1億円役場庁舎整備基金に積立てしたことがあると思います。ですので、役場庁舎のそういう改修については財源的にはすぐ対応できるのかなと思うのですが、そういうことにはならないのでしょうか。

○議長（村田定人君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

確かに数年前に役場庁舎の整備基金ということで1億程度積み立てたことはございますが、それにつきましては様々な改修等に使えるものではあるかとは思いますが、今後予定されておりますそういう役場庁舎の耐震化というのを踏まえた中での基金への積立てということでご理解いただければと思います。

○議長（村田定人君） 5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） あと、時代に応じた施設改修ですが、耐震化もそうなのですけども、昭和40年代のこの建物ですので、現在はやっぱりパソコン等の電子機器が多くなってきて、役場の職員の机の下、タコ足配線とか多くなってきたりとか、集中暖房もいいのかどうかという問題もあると思いますので、職場環境の改善については引き続き検討していただければと思っております。ちなみに、気候変動に応じた職場環境の改善の検討ということなのですけども、この場所も含めてやっぱりエアコンについては前向きに検討しているということでよろしいのでしょうか。

○議長（村田定人君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

昨今のこの猛暑に対応するというご質問ということで理解しておりますが、エアコンといいますがこういうやっぱりかなり広い面積の部分エアコンを活用してとい

うことになりまして、かなりのそういう台数だとか、その後のランニングコストであるだとかというのを踏まえますと、なかなかちょっとエアコン化というのはこの庁舎においては難しいのかなと考えております。とはいえ、このかなりの猛暑の中、職員の皆さんの環境も悪くなっているということは十分承知しておりますので、それに代わる送風機の台数を増やすだとか、そういう部分につきましては来年度に向けてちょっと要望はしていきたいなというふうには考えております。

○議長（村田定人君） 5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） ありがとうございます。

4点目の採用試験以外の募集の検討ということですが、過去私が所属していた労働組合の方の話なのでありますが、公務員の専門学校でラスパイレス指数を出して、この数字が低いところは水準が低いからやめなさいとまでは言わないですが、避けたほうがいいよというような話をしているところもあるということを伺いました。上川管内のある自治体では、初任給を国よりも上位の格付にして募集しているところもあると聞いております。予算を伴ってもこれ多分昇給、昇格の事項というのは職員組合との労使交渉の中で改善できることかなと思うのですが、そういうことについて、制度の運用改善についてどのように考えているのでしょうか。

○議長（村田定人君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

初任給に関しての制度改正の部分についてのご質問と思いますが、基本的にはこれまで従前どおりの、町としてはやり方を風習していくということは基本的な考えでございますが、様々なそういう地域でのやり方等もあるとは思いますが、今後の課題という部分では参考にさせていただければと思っておりますけれども、現時点においては初任給を上げるですとか、そういう部分は過去の職員の採用の関係もございますので、基本的には現時点では考えておりませんが、課題として捉えていきたいというふうには考えております。

○議長（村田定人君） 5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） ありがとうございます。毎年のことなのでありますが、10月下旬にはまた労働組合から要求書も提出されると思っておりますので、労働組合とはよく相談していただいて、よりよい職場環境を実現していただければと思っておりますということで質問を終わりたいと思います。

○議長（村田定人君） これで5番、村上雄也君の一般質問を終わります。

◎報告第9号

○議長（村田定人君） 日程第4、報告第9号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） 報告第9号 専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月13日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。議会において指定されております和解及び損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分いたしましたことから報告するものであります。

次のページ、専決処分書に基づき内容を説明いたしますので、御覧願います。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

専決いたしました処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定であります。

和解の相手方は、処分書に記載のとおりであります。

和解の内容は、1、羽幌町の過失割合を10%とする。2、相手方の過失割合を90%とする。3、羽幌町及び相手方は、互いに損傷させた相手車両を原形に復す費用を過失割合に応じて負担する。4、本件について、今後事由のいかんを問わず、双方とも一切の異議の申立てはしない。

損害賠償額は、1、羽幌町が1万2,800円、相手方が20万9,877円であり、当町の賠償額は全て保険により補償されることとなっております。

事故の概要であります。令和5年2月11日土曜日午後4時25分頃、羽幌町大字天売字和浦119番地の先路上である道道と天売小中学校出口の交差点で羽幌町会計年度任用職員が公用車にて道道を港方面に走行中、天売小中学校出口から相手方の車両が道道に進入し、相手方車両の正面が公用車の側面に接触し、損傷したものであります。

なお、専決処分の日は令和5年8月18日でございます。

以上が専決処分の内容でございます。本件につきましては、相手方の運転誤りが主な原因であります。当該職員に対しましては常に危険を予知した運転に心がけるよう指導をしていますことを併せて報告いたします。

以上をもちまして報告といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（村田定人君） これから報告第9号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎報告第10号

○議長（村田定人君） 日程第5、報告第10号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました報告第10号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を次のとおり報告し、承認を求めらるるものであります。

令和5年9月13日提出、羽幌町長。

1、財政の健全化判断比率であります。①の実質赤字比率につきましては一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率となりますが、当町は黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

②の連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率となりますが、これにつきましても黒字でありますので、数値は出ないこととなります。

③の実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及びこれに準ずる償還金の標準財政規模に対する比率の直近3年度の平均値となりますが、9.2%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

④の将来負担比率につきましては、一般会計等の借入金や将来支出の可能性のある負担等の現在高の程度を指標化したものであります。基金等の充当可能財源が将来負担する見込額を上回ったことから、数値は出ないこととなります。

このように財政の健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、財政状態は健全であることを表しております。

2、公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、①の水道事業会計、②の簡易水道事業特別会計、③の下水道事業特別会計、④の港湾上屋事業特別会計、いずれも資金不足はなく、健全な経営状態であることを表しております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査を終えておりますので、別紙のとおり報告書を添付しております。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから報告第10号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第10号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第10号 財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第11号

○議長（村田定人君） 日程第6、報告第11号 放棄した私債権の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

上下水道課長、棟方富輝君。

○上下水道課長（棟方富輝君） ただいま上程されました報告第11号 放棄した私債権の報告につきまして、その内容についてご説明申し上げます。

令和5年9月13日提出、羽幌町長。

内容でございますが、水道使用料を滞納している者のうち、その債務者が既に死亡しているか、もしくは所在不明により時効の援用の確認が取れないことから、羽幌町私債権の管理に関する条例第4条第1号の規定により、町の私債権について別紙調書のとおり放棄したので、条例第5条の規定により報告するものであります。

別紙調書を御覧願います。債権の名称は水道使用料で、放棄した債権の額は1万8,225円、件数は5件であります。

以上をもちまして内容の報告とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これから報告第11号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

本案は、条例に基づく権利の放棄であるため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎承認第5号～承認第6号

○議長（村田定人君） 日程第7、承認第5号 専決処分の承認について「令和5年度羽幌町一般会計補正予算」（第6号）、日程第8、承認第6号 専決処分の承認について「令和5年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算」（第2号）、以上2件を一括議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） ただいま上程されました承認第5号及び承認第6号の2件につきまして関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、承認第5号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和5年9月13日提出、羽幌町長。

処分理由は、令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和5年8月8日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,860万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億2,228万1,000円とするものであります。

補正の内容をご説明いたします。6ページをお開き願います。歳出の8款土木費、都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金330万円の増額は、後ほどご説明させていただく下水道施設の災害復旧工事に係る繰出金となっております。

次に、11款災害復旧費、土木施設災害復旧費において河川災害復旧事業2,530万円の増額は、本年8月3日から6日までの大雨により二股沢川などの複数箇所において河岸崩壊等が発生し、早急な対応が必要となったため増額補正したものであります。なお、今回補正をいたしました公共土木施設災害復旧工事請負費以外にも災害認定を受け、補助災害復旧事業として実施を予定している箇所もあり、当該箇所の工事費用につきましては災害査定を受けた後に別途補正予算を計上させていただき、対応したいと考えております。

次に、歳入につきましては財政調整基金繰入金を充てております。

これで承認第5号の説明を終わらせていただき、続いて承認第6号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。議案を御覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものであります。

令和5年9月13日提出、羽幌町長。

処分理由は、令和5年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。専決処分書であります。令和5年8月8日付による専決処分であります。

次のページの補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,630万円とするものであります。

補正の内容をご説明いたします。6ページをお開き願います。歳出の2款事業費、下水道建設費において工事請負費330万円の増額は、本年8月3日から6日までの大雨により栄町地区の雨水排水に係る吐水口が崩落し、早急な対応が必要となったため増額補正したものであり、財源につきましては一般会計繰入金を充てております。これで承認第6号の説明を終わります。

以上、承認第5号及び第6号につきましてよろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから承認第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第5号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分承認について「令和5年度羽幌町一般会計補正予算」（第6号）は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから承認第6号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分承認について「令和5年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算」（第2号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第34号

○議長（村田定人君） 日程第9、議案第34号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第34号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和5年9月13日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。町の厳しい経済状況を踏まえ、特別職の給料月額を削減するため改正しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容につきまして別途お配りしております議案第34号説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。最初のページには改正内容の要旨を、次ページは新

旧対照表になります。新旧対照表は左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。改正箇所は附則に第21項を加え、令和5年10月から令和9年5月までの給料の支給については本則第1条で定めております特別職の給料額の規定にかかわらず、町長は15%減額の月額73万1,000円に、副町長は10%減額の61万6,000円に、教育長は5%減額の57万4,000円とするものであります。

以上が改正内容の説明であります。なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、令和5年10月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第34号について質疑を行います。

5番、村上雄也君。

○5番（村上雄也君） 確認なのですが、あくまでも特別職の給与ということで、職員の生活給については削減しないということよろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 町長、森淳君。

○町長（森 淳君） そのとおりです。あえて付け加えますと、この決めるときに職員のほうにもその旨は伝えておりますので、ご理解ください。

○議長（村田定人君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号

○議長（村田定人君） 日程第10、議案第35号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第35号 地方公務員法の一部

を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和5年9月13日提出、羽幌町長。

提案の理由であります。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う暫定再任用職員に係る任期の末日に関する特例について規定するため、改正しようとするものであります。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容につきまして別途お配りしております議案第35号新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。新旧対照表は左側に現行条文を、右側に改正案を記載し、改正箇所には下線を引いて表示しております。

改正箇所でございますが、附則第3条第1項中、年齢65年の次に昭和36年4月1日以前に生まれた者については、年齢64年を加えるものであります。これは職員の定年年齢の段階的な引上げに伴い、65歳になる前に定年を迎えた職員は暫定再任用職員として65歳に到達する年度の末日まで従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、採用することができる経過措置を設けておりますが、この制度が始まる令和5年4月1日以前の旧条例に規定されていた再任用職員につきましては、64歳までとされておりますことから、その規定を整備するため改正するものであります。

以上が改正内容の説明であります。

なお、改正文の朗読は、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第35号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（村田定人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第36号

○議長（村田定人君） 日程第11、議案第36号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高橋伸君。

○福祉課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第36号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

令和5年9月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことにより、本条例が参照する法律の条項が1つ繰り上がったことから、条項の整理を行うため改正しようとするものであります。

羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年羽幌町条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別途配付しております資料、羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表のとおりでございます。

なお、条文の朗読につきましてはこれまでの説明をもちまして省略させていただきます。

附則、この条例は、令和5年9月16日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第36号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 羽幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長(村田定人君) 日程第12、議案第37号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、鈴木繁君。

○商工観光課長(鈴木 繁君) ただいま上程されました議案第37号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

令和5年9月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、令和5年度政府税制改正大綱において離島振興法と過疎法に基づく税制特例措置の重複地区の適用区域が整理されたことに伴う関連条例の廃止と、過疎法に基づく地方税の課税免除等に係る減収補填措置の適用を受けるため、関連条項等を改正しようとするものであります。

それでは、内容を説明いたします。まず、1枚物の企業振興促進条例の一部を改正する条例(要旨)で説明をいたしたいと思っております。先ほど提案理由でも触れましたけれども、令和5年度の政府税制改正大綱において過疎地域と半島、離島、奄美地域が重複している地域の税制特例措置が同じ内容であるため、令和5年度から重複地区においては過疎法に基づく特例措置等のみの適用となり、選択が不可となったことから離島振興法を根拠とする羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃し、今後は過疎法を根拠とする羽幌町企業振興促進条例の税制特例措置のみとするため、条例を整理するものであります。

2、過疎法に基づく地方税の課税免除等に係る減収補填措置の適用を受けるための規定の整理でありますけれども、現行過疎法に基づく振興すべき業種が情報関連産業から情報サービス業等、その他様々なところで文言の修正がありますので、それに伴って改正をしようとするものであります。

次に、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。この対照表は右側に現行条文、左側に改正案を記載しております。まず、第2条では定義の部分で先ほど2で説明いたしました業種、その他文言の修正を行っております。第3条及び第4条におきましても文言の修正、第11条におきましては、根拠となる法律が過疎法に統一されたことに伴い、重複して交付できない旨を追加しております。

以上の説明により、改正条文の朗読は省略させていただきます。

附則、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

適用区分、この条例による改正後の羽幌町企業振興促進条例の規定は、令和5年度以後に事業場の新設、増設または取得等に着手した者について適用し、令和4年度までに事業場の新設もしくは増設に着手した者については、なお従前の例による。

羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止、羽幌町離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和元年羽幌町条例第25号）は、廃止する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第37号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号

○議長（村田定人君） 日程第13、議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） ただいま上程されました議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてにつきまして提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和5年9月13日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、この組合は本町も加入しております職員の退職手当の支給に関する事務を行っている組合でございます。当該組合理約の一部変更について協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容であります。別紙でお配りしております議案第38号説明資料の新旧対照表を御覧ください。表の右側が現行の規約で、左側が改正案となっております。別表の(2)には、この組合を構成する一部事務組合及び広域連合が記載されておりますが、下線を引いております後志広域連合を加えるものでございます。

以上が議案にあります変更内容でございます。

改正文の朗読につきましては、ただいまの説明をもって省略させていただきます。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） これから議案第38号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第39号～議案第41号

○議長（村田定人君） 日程第14、議案第39号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）、日程第15、議案第40号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第41号 令和5年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） ただいま提案となりました各会計の補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計について既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,424万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,652万3,000円とするものであります。

補正をいたします主な内容を申し上げます。継続費補正につきましては、懸案でありました天売複合化施設建設事業の確実な着手と早期発注に向け、令和8年度までの継続事業

として事業費総額及び年割額を設定するものであります。

次に、歳出の1款議会費において議場等機器整備事業64万4,000円の増額は、議会本会議を録画し、インターネット上で放送するために必要な機器購入費用であります。

次に、7款商工費、商工振興費において移住就業支援事業補助金200万円の増額は、東京23区内などから移住し、就業した方に対する補助内容を拡充し、現行の1世帯当たり100万円の補助金に帯同する18歳未満の子供1人当たり100万円の補助金を追加するものであり、財源につきましては4分の3が道支出金で賄われるものであります。

次に、13款諸支出金、職員給与費において職員人件費252万1,000円の減額は、10月からの特別職の給与削減によるものであります。

歳入につきましては、各事業に係る特定財源等が増減しているほか、財源調整として財政調整基金繰入金を1億8,432万6,000円減額しております。

以上で一般会計を終わり、続いて介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,108万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,708万4,000円とするものであります。

補正をいたします内容を勘定別に申し上げます。保険事業勘定の歳出、5款基金積立金において介護給付費等準備基金積立金1,934万7,000円の増額は、前年度における余剰額から給付費等返還金を差し引いた額を基金へ積み立てるものであります。

次に、6款諸支出金、償還金及び還付加算金において償還金利子及び割引料3,037万5,000円の増額は、前年度分介護保険給付費等の確定に伴い、公費負担の返還金を増額するものであります。

歳入につきましては、支払基金交付金及び前年度繰越金を増額しております。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出、2款事業費、特別養護老人ホーム事業費において工事請負費136万2,000円の増額は、施設内で雨漏りが発生し、施設運営に支障が出ていることから、発生箇所の改修工事を行うものであり、財源につきましては特別養護老人ホーム整備基金繰入金を充てております。

続いて、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収支の予定額に変更はございませんが、本年度実施する中央監視装置等更新事業において企業債の借入を予定しておりますが、その目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法についての定めが遺漏しておりましたことから明示するものであります。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明いたします。

一般会計の4ページをお開き願います。第3表、地方債補正であります。臨時財政対策債に係る限度額が変更となりましたことから補正するものであります。

15ページをお開き願います。歳出の2款総務費、財産管理費において減債基金積立金200万円の増額は、保有する優先株の一部について発行元が特約に基づき買い戻すことにより発生した収入額相当分を基金に積み立てるものであります。

同じく、企画費において手数料143万円の増額は、離島地区に敷設した光ファイバーケーブル及び関連施設について電気通信事業者へ譲渡するに当たり移行作業に係る各種手数料が必要となることから増額するものであります。なお、企画業務経費については、土地利用規制等対策事務に係る道支出金が増額決定されたことから財源更正するものであります。

16ページをお開き願います。同じく、税務管理費において町税収入払戻金49万円の増額は、確定申告等に伴う法人町民税などの還付金増加によるものであり、電算システム導入委託料103万4,000円の増額は、毎年1月中旬から3月中旬まで国税局の許可を得て臨時税理士として行っている所得税に係る確定申告書の作成に関し、国税局の業務集約等に伴い、申告書類の引継ぎを紙ベースから電子データへ移行する必要が生じたことから、必要なシステムの導入及び運営費用を増額するものであります。

17ページを御覧願います。3款民生費、社会福祉費において償還金利子及び割引料951万8,000円の増額は、障がい者医療費や障がい児通所サービス等に係る前年度国庫支出金及び道支出金の額確定による返還金であり、積立金268万円の増額は、福祉事業での活用を希望された寄附金を地域福祉基金へ積み立てるものであります。

18ページをお開き願います。同じく、児童福祉費において償還金利子及び割引料26万8,000円の増額は、施設型給付費負担金等に係る前年度国庫支出金及び道支出金の額確定による返還金であります。

同じく、児童措置費において委託料71万5,000円の増額は、北4条3丁目のなかよし遊園地閉鎖に伴い、敷地内に設置されている廃タイヤ等を撤去するものであり、償還金利子及び割引料182万6,000円の増額は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等に係る前年度国庫支出金の額確定による返還金であります。

19ページを御覧願います。4款衛生費、健康センター運営費につきましては、後期高齢者医療広域連合受託事業に係る同連合からの委託料増額に伴い財源更正するものであります。

20ページをお開き願います。6款農林水産業費、農業委員会費において農業委員会委員報酬8,000円の増額は、委員の改選に伴い任期が重複する月が発生することにより予算が不足することによるものであります。

同じく、畜産業費において役務費43万3,000円の増額は、焼尻めん羊の出荷頭数の増加等に伴い、屠畜施設利用回数も増加することから、施設利用手数料を増額するものであります。

21ページを御覧願います。7款商工費、商工振興費において企業振興促進補助金51万4,000円の増額は、補助対象事業費の増額に伴うものであり、まちづくり事業基金

積立金51万円の増額は、保有する非上場株式を発行元に譲渡することにより発生した収入相当額を基金に積み立てるものであります。

22ページをお開き願います。10款教育費、高等学校費、教育振興費において委託料50万6,000円の増額は、食材費の高騰により天売高等学校学生寮に係る運営経費が増加していることから、運営委託料について価格上昇相当分を増額するものであります。

同じく、社会教育費において教育施設整備基金積立金63万円の増額は、図書の充実等を希望された寄附金を基金に積み立てるものであります。

23ページを御覧願います。同じく、公民館費において需用費61万円の増額は、中央公民館における消防設備の不良箇所を改修するものであり、委託料44万9,000円の増額は、同館大ホール舞台つり物設備の落下防止のため設備を増強するものであります。

同じく、体育振興費においてスポーツ振興補助金75万円の減額は、オロロンライン全道マラソン大会が中止となったことから、当該事業に係る補助金を減額するものであります。

24ページをお開き願います。13款諸支出金、職員給与費において会計年度任用職員人件費（共通分）22万6,000円、同じく教育費分102万2,000円の各増額は、羽幌小学校への教育支援員増員に伴い報酬等を増額するものであります。

次の25ページ及び26ページにつきましては給与費明細書、27ページにつきましては継続費に係る調書となっております。御覧をいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。介護保険事業特別会計及び水道事業会計の補正内容につきましては、町長からの提案理由をもちまして説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村田定人君） お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、継続費及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第39号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）について歳入歳出予算、継続費及び地方債一括して質疑を行います。

6番、小寺光一君。

○6番（小寺光一君） 歳入、ページで言うと9ページになります。財産収入です。焼尻めん羊の売払い収入ということで578万3,000円が計上されています。主な内訳とどのような状態での売払いか。生きたままなのか、屠畜した後なのか、その辺内訳が、特にちょっと端数が出るのですけれども、頭数によっていろいろ変わるかなと思うのですが、

教えていただきたいと思ひます。

○議長（村田定人君） 農林水産課長、伊藤雅紀君。

○農林水産課長（伊藤雅紀君） お答えいたします。

この財産収入につきましては、出荷予定分に係る収入ということで、もともと予定していた頭数が110頭くらいということで予算を組んでおりましたが、子羊の増加ですとか、あとマトンと言われる母羊の部分につきましても予算のときには予定はしていなかったのですけれども、運営する中において出産の成績が悪いマトンの羊ですとか、あと成長があまりし切れないホゲットと言われる1歳から2歳の羊につきましても、運営上抱えていてもちょっと費用がかかってくるというところら辺の判断で、新年度試験的にその部分の羊も出荷するというので予定しまして、最終的に183頭の出荷を予定した結果、収入が増えるということでこのような数字になっているところであります。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 商工費の中の移住就業支援事業についてお聞きしますけれども、先日の総務産業常任委員会のほうでも説明ありましたので、その部分については理解していますけれども、過去にこの事業たしか実績はなかったのかなと思ひます。今回その中身も変わりました、移住、就業ですので、よそから、東京圏ですけれども、人が来るということで、その受入先です。会社の部分というのは、たしか何かに登録しないとできないということですが、現在登録されている企業数もし分かれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、鈴木繁君。

○商工観光課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

羽幌町内におきましては、現状1件のみという状況になってございます。

○議長（村田定人君） 3番、阿部和也君。

○3番（阿部和也君） 1件ということで、なかなかこういった事業をやっているよというのがその町場の企業の方たちも分からないのかなと思ひますし、今後そういった広めていくことによって当然今回200万増額したということで、それ以上の効果というのはいろいろな部分でも見えてくるのかなと思ひますけれども、その点今後、今1件しかないというところですが、これから増やしていくかどうかということは何か考えていることがあればお聞きしたいと思ひます。

○議長（村田定人君） 商工観光課長、鈴木繁君。

○商工観光課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

登録までに至るかどうかというのは、それぞれの企業さんのご判断によるかと思ひますけれども、我々としてはこういう制度の周知をさらに図って徹底して、なるべくそれこそ本当に議員おっしゃるとおり登録される会社が増えて、来ていただけるような状況をつくり出すということが命題だと思ひますので、そのように働きかけを強めたいというふうに思ひております。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 18ページの下のほうの児童遊園地管理事業費の中で、先ほどの説明で遊園地を閉鎖するというふうにお聞きしたと思うのですが、ちょっと初めて聞いたもので、場所は町営住宅に隣接しているところの場所ということよろしいでしょうか。

○議長（村田定人君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

遊園地の場所につきましては、議員のおっしゃるとおりとなります。

○議長（村田定人君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） その閉鎖する理由は特段説明なかったのですけれども、地域の人たちからの声なのか、その辺の判断、どのようなことでそういう判断したのか。その後の空き地になった後の管理は誰が、どのようにするのかということもお願いします。

○議長（村田定人君） 町民課長、宮崎寧大君。

○町民課長（宮崎寧大君） お答えいたします。

閉鎖する理由につきましては、これまで地域の方に管理をしていただいたのですけれども、その管理が難しいという申出がございまして、そこを尊重しまして閉鎖をするということでございます。それと、その後の利用につきましては、普通財産に移管するというようなこととなりますので、その後の対応はその後の所管課の対応ということになります。

○議長（村田定人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 令和5年度羽幌町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 令和5年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和5年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 令和5年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎同意第7号

○議長(村田定人君) 日程第17、同意第7号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時32分

○議長(村田定人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、森淳君。

○町長(森 淳君) 同意第7号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町栄町89番地の42、氏名、長谷川一志、生年月日、昭和25年2月9日生まれ、73歳。

現委員であります長谷川一志氏が令和5年9月27日付をもちまして任期満了となりま

すことから、氏の人格、識見から、引き続き税務行政にご尽力いただきたいため、羽幌町固定資産評価審査委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これから同意第7号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第7号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号 羽幌町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

◎同意第8号

○議長（村田定人君） 日程第18、同意第8号 羽幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長（森 淳君） 同意第8号 羽幌町教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。

住所、苫前郡羽幌町北5条1丁目2番地の2、氏名、佐藤善昭、生年月日、昭和39年5月4日生まれ、59歳。

現委員であります佐藤善昭氏が令和5年10月24日付をもちまして任期満了となるため、氏の人格、識見から、引き続き教育行政にご尽力いただきたいため、羽幌町教育委員会委員としてご同意を賜りたく、ご提案を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） これから同意第8号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村田定人君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから同意第8号を採決します。

お諮りします。本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第8号 羽幌町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎認定第1号～認定第8号、発議第10号

○議長(村田定人君) 日程第19、認定第1号 令和4年度羽幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第2号 令和4年度羽幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、認定第3号 令和4年度羽幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、認定第4号 令和4年度羽幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、認定第5号 令和4年度羽幌町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、認定第6号 令和4年度羽幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、認定第7号 令和4年度羽幌町港湾上屋事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、認定第8号 令和4年度羽幌町水道事業剰余金の処分及び決算認定について、日程第27、発議第10号 羽幌町各会計決算特別委員会の設置並びに委員の選任について、以上9件を一括議題とします。

先に、認定第1号から認定第8号までの提案理由の説明を求めます。

町長、森淳君。

○町長(森 淳君) 令和4年度羽幌町各会計決算認定をご提案するに当たりまして、その概要を羽幌町各会計決算認定資料に基づきご説明いたします。

一般会計では、歳入決算額71億9,731万4,897円、歳出決算額69億6,333万9,169円、差引き剰余金2億3,397万5,728円となっております。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。収入の約5割を占める地方交付税は33億4,289万3,000円、前年度対比3,856万6,000円、1.1%の減となっており、臨時財政対策債償還基金費の減少が主なものであります。町税は7億4,996万3,000円、前年度対比3,818万8,000円、5.4%の増となっており、固定資産税に係る滞納繰越分徴収額の増加などが主なものであります。国庫支出金は農山漁村活性化整備対策事業の完了などで2億6,381万5,000円の減額、道支出金は繰越事業分の地籍調査事業の増加などで1,112万8,000円の増額となっております。歳入決算額では71億9,731万5,000円となり、前年度対比1億3,065万5,000円、1.8%の減となっております。

次に、歳出であります。主な経費の内容についてご説明いたします。投資的経費で6億7,416万6,000円、前年度対比2億3,623万4,000円の減となっております。事業の完了などにより減少したものは、光ファイバー整備事業、移住定住促進事業として焼尻地区定住促進住宅整備工事、農山漁村活性化整備対策事業として米穀集出

荷貯蔵施設整備事業補助金、教員住宅施設管理事業として天売地区教職員住宅大規模改修工事などがあります。一方、増加したものは、羽幌港荷さばき地整備事業、スポーツ公園施設管理事業として陸上競技場改修工事、総合体育館改修事業などがあります。人件費は11億1,030万9,000円、前年度対比3,042万5,000円の増、扶助費は5億1,830万4,000円、前年度対比1億1,139万1,000円の減、公債費は8億1,939万5,000円、前年度対比1,721万5,000円の減となっております。歳出決算額では69億6,333万9,000円となり、前年度対比1億6,623万8,000円、2.3%の減となっております。

次に、特別会計であります。担当課長から説明をさせますので、私からの説明は省略させていただきます。

続きまして、水道事業会計をご説明いたします。収益的収支の収入では、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の解除の影響もあり、ほぼ全ての用途において使用水量が減少したことから有収水量が3.2%の減となり、3年度と営業収益を比べますと539万7,557円の減額となっております。一方、支出では営業費用において動力費が大幅に増加したものの、修繕料などが減少したことから支出全体で276万807円の減額となり、結果損益計算書では2,451万2,208円の純利益が生じたところであります。資本的支出では、浄水場内シーケンサ装置更新工事など建設改良費で2,794万9,900円、企業債償還金が5,856万7,565円で、支出総額は8,651万7,465円となっております。これに対して収入がありませんので、不足額の全額につきましては減債積立金及び留保資金等で補填したものであります。

次に、普通会計の財政指標等の状況についてご説明いたします。まず、財政構造の弾力性を示します経常収支比率は81.4%、前年度より2.4ポイント低下しており、経常的支出における繰出金の減少や経常特定財源における諸収入の増加等が主な要因であります。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては本定例会に報告しているとおりでありますが、実質公債費比率については9.2%、他の比率については数値が出ないなど、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全であることを表しているものであります。

以上、令和4年度各会計の決算概要をご説明いたしました。内閣府の月例経済報告によりますと、景気は穏やかに回復しているとされているものの、原油価格、物価高騰等により地方の経済は依然として厳しい状況が続いていることから、地域経済の活性化や多様化する住民ニーズにも的確に対応できるよう財源の確保に努め、町民の皆さんにとって住みやすく、未来に希望が持てる町となるよう効果的な行財政運営を推進してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（村田定人君） 次に、発議第10号の提案理由は、令和4年度羽幌町各会計の決算を審議するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております認定第1号から認定第8号については、発議第10号により、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第10号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時46分

○議長(村田定人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に6番、小寺光一君、副委員長に9番、工藤正幸君と決定したので、報告いたします。

◎休会の議決

○議長(村田定人君) お諮りします。

各会計決算特別委員会の決算審査のため、これから9月15日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村田定人君) 異議なしと認めます。

したがって、これから9月15日まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても決算特別委員会終了次第本会議を開きます。

(午後 1時47分)